

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、秋田市上北手猿田土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定に基づき、公告する。

令和2年2月7日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 退任理事の住所及び氏名

秋田市上北手猿田字宝竜崎199番地
秋田市仁井田字横山125番地
秋田市上北手猿田字館ノ下62番地3
秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2
秋田市上北手猿田字砂子沢164番地
秋田市上北手猿田字寺村62番地
秋田市上北手大山田字豊口122番地
秋田市上北手古野字脇ノ田49番地

伊藤 陸 男
鈴木 和 男
熊谷 信 一
今野 芳 夫
戸澤 良 一
熊谷 喜久雄
鎌田 悦雄
堀野 武 美

2 就任理事の住所及び氏名

秋田市上北手猿田字宝竜崎199番地
秋田市仁井田字横山125番地
秋田市上北手猿田字館ノ下62番地3
秋田市上北手猿田字四ツ小屋72番地2
秋田市御所野元町三丁目14番地5
秋田市上北手猿田字寺ノ沢148番地
秋田市上北手大山田字豊口122番地
秋田市上北手百崎字内山62番地1

伊藤 陸 男
鈴木 和 男
熊谷 信 一
今野 芳 夫
高橋 昇次
鎌田 清雄
鎌田 悦雄
嵯峨 兼 信

3 退任監事の住所及び氏名

秋田市仁井田字横山124番地
秋田市上北手猿田字砂子沢175番地2
秋田市上北手古野字脇ノ田28番地

鈴木 正 雄
須田 正 勝
持主 正 巳

4 就任監事の住所及び氏名

秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番地8
秋田市上北手猿田字砂子沢175番地2
秋田市上北手猿田字寺ノ沢155番地

京野 幸 男
須田 正 勝
嵯峨 藤 雄